

令和8年度あま市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

あま市国民健康保険被保険者に係る健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針等に基づき、事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

- ① メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防対策として特定健康診査・特定保健指導を推進し、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。
- ② 特定健康診査未受診者へ受診勧奨を実施する。
- ③ メタボリックシンドローム該当者や予備群該当者に対し、生活習慣の改善を指導する。
- ④ 国保データベースシステム（KDB）の情報を活用し、保険者及び被保険者の健康課題の分析を行い、被保険者の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を図る。

(2) 重症化予防事業の推進

- ① 血圧、脂質異常、血糖値、腎機能に関する検査項目値で要受診と判定され、医療機関を未受診の被保険者に受診を促す勧奨通知を送付する。さらに、再調査後も医療機関を未受診の被保険者に対し、訪問指導を行い重症化の予防を図る。
- ② 高血糖に加え腎機能の低下がある被保険者に対し、医療機関と連携して保健指導を実施することで、糖尿病性腎症の重症化を予防し透析移行者を抑制する。

(3) 早期介入事業の推進

- ① 特定健康診査の結果でHbA1cが保健指導判定値を超えている被保険者に対し、糖尿病予防教室を実施する。
- ② 特定健診の対象となる前の世代である36歳以上39歳までの被保険者に対し、特定健康診査と同等の健診を実施することで、健康意識を高めるとともに健診の習慣化を図る。また特定保健指導に該当する者に対して保健指導を案内、実施する。
- ③ 特定健康診査の結果がメタボ直前期の方に対して、自発的な生活習慣改善を促す健診結果に基づいた完全に個別の通知シートを送付する。早期介入により対象者が行動変容を続けた結果、次年度の特定健康診査において特定保健指導対象者及び医療機関受診勧奨該当者への流入抑制を図る。また、対象者の将来の疾患リスクや医療費増加リスクを引き下げることができる。

(4) 保健衛生普及事業の推進

- ① 健康パンフレット及びジェネリック普及啓発シールを配布し、健康に関心を持てる環境を整え、被保険者のヘルスリテラシー向上を図る。
- ② 医療費通知及び後発医薬品普及促進通知を実施し、被保険者の健康や医療の適切な受診等に関する理解を深める。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	実施内容
●特定健康診査	対 象 者 40 歳から 74 歳までの被保険者 実 施 期 間 6 月から 10 月まで 実 施 場 所 指定医療機関 自己負担額 無料 案 内 方 法 対象者へ受診券の個別郵送、ポスター掲示、広報紙及び市公式ウェブサイト等掲載 内 容 個別健診 受 診 勧 奨 ①未受診者へ受診勧奨通知（対象者に合わせて通知を作成）を 2 回送付 ②未受診者へ健診結果提供依頼通知の送付 ③みなし健診を開始（新規事業）
●特定保健指導	対 象 者 40 歳から 74 歳まで（積極的支援は 64 歳まで）の被保険者で特定健康診査の結果、動機付け支援または積極的支援が必要と判定された方 実 施 期 間 6 月から翌年 3 月まで 実 施 場 所 指定医療機関及び市役所 自己負担額 無料 案 内 方 法 保健指導利用券及び健康教室等の案内を対象者へ個別郵送、広報紙及び市公式ウェブサイト等掲載 内 容 個別又は集団保健指導 利 用 勧 奨 未利用者への電話による利用勧奨及び訪問
●重症化予防 ・医療受診勧奨事業	対 象 者 40 歳から 74 歳までの被保険者で特定健康診査の結果、血圧、脂質異常、血糖値、腎機能に関する検査項目値が要受診と判定され、医療機関を未受診の方 実 施 期 間 4 月から翌年 3 月まで 案 内 方 法 個別郵送 内 容 医療機関受診勧奨通知及び電話保健指導、訪問
・糖尿病性腎症重症化 予防保健指導	対 象 者 2 型糖尿病であり、糖尿病性腎症の病期が第 2 期と推定される方 実 施 期 間 4 月から翌年 3 月まで 案 内 方 法 市からの個別郵送及び医療機関からの利用勧奨 内 容 医療機関との連携による保健指導

・重症化予防保健指導 (糖尿病重症化予防教室)	対 象 者 40 歳から 74 歳までの被保険者で特定健康診査の結果、 HbA1c6.5%以上で一定の条件を満たす方 実 施 期 間 1 ～ 3 月頃 実 施 場 所 未定 自己負担額 無料 案 内 方 法 個別郵送 内 容 集団保健指導等
事 業 名	実 施 内 容
●早期介入事業 ・国保三十歳代健診	対 象 者 36 歳から 39 歳までの被保険者 実 施 期 間 10～12 月頃 実 施 場 所 未定 自己負担額 無料 案 内 方 法 個別郵送 内 容 個別健診及び該当者に保健指導
・早期介入保健指導 (糖尿病予防教室)	対 象 者 40 歳から 74 歳までの被保険者で特定健康診査の結果、 HbA1c5.6%以上 6.5%未満で一定の条件を満たす方 実 施 期 間 1 ～ 2 月頃 実 施 場 所 未定 自己負担額 無料 案 内 方 法 個別郵送 内 容 集団保健指導等
・メタボ直前期通知	対 象 者 特定健康診査の結果、メタボ直前期の方 実 施 月 1 月頃 内 容 健診結果に基づく個人別の生活習慣改善案の通知
●保健衛生普及事業 ・医療費通知	対 象 者 医療機関受診者 実 施 月 7 月、12 月、2 月 内 容 医療機関名、入外区分、日数、医療費の額（10 割） 及び患者負担額の通知
・後発医薬品普及促進	対 象 者 医療機関受診者のうち後発医薬品に切り替えた場合の自 己負担額が 1 薬剤あたり 200 円以上軽減される方 実 施 月 5 月、11 月 内 容 対象薬剤名、自己負担額及び後発医薬品に切り替えた 場合の自己負担軽減額の通知
・広報活動	対 象 者 国民健康保険加入者 実 施 月 4 月から翌年 3 月まで 内 容 生活習慣病予防及び適正受診に関するパンフレット 並びにジェネリック普及シールの配布